**障害福祉サービス事業者等自主点検表**

**（令和5年版）**

**【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種類（選択してください） | * 計画相談支援
 | * 地域定着支援
 |
| * 地域移行支援
 | * 障害児相談支援
 |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 |  |
| 　電話番号 | 　　　　　－　　　　－ |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 　　令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | （令和　　年　　月　　日） |

|  |
| --- |
| 香川県健康福祉部障害福祉課　地域生活支援グループ　【電　話】０８７（８３２）３２９２　 【ＦＡＸ】０８７（８０６）０２４０ |

障害福祉サービス事業者等自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、障害福祉サービス事業者等の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに県・市町へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、**該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください**。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　この自主点検表は、指定計画相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援、および指定障害児相談支援の運営基準等を基調に作成されています。

　　点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※　事業種別の略称　　共通･･･全事業共通　計画･･･計画相談支援事業　障害児･･･障害児相談支援事業

　　　　　　　　　　　　　　　　地域移行･･･地域移行支援事業　　　地域定着･･･地域定着支援事業

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 児福法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号） |
| 児福施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号） |
| 計画基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号） |
| 計画基準解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 地域基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号） |
| 地域基準解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 障害児基準 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号） |
| 障害児基準解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 障害者虐待防止法 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号） |
| 計画報酬告示 | 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号） |
| 地域報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号） |
| 報酬留意事項通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 障害児報酬告示 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号） |
| 報酬留意事項通知（児童） | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |
| 平27厚労告180 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号） |
| 平27厚労告181 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号） |

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| **第１　障害者虐待の防止** |
| １障害者虐待の防止共通 | 1. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備していますか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 職 | 氏　名 |
| 虐待防止責任者 |  | 　　　 |

 | はいいいえ |  |
| 1. 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。
 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第6条 |
| ※　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。　①　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。　②　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。　③　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　④　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）　⑤　障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第2条 |
| 1. 障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報していますか。
 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第７条、第16条 |
| 1. 障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。

事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいることを記載してください。

|  |
| --- |
|  |

 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第15条地域基準第2条第4項、第39条第4項計画基準第2条第7項障害児基準第2条第7項 |
| **第２　基本方針** |
| ２－１基本方針計画 | (1)　 計画相談支援の事業を、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第1項法第5条第22項・第23項 |
| ※　計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、①　「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。　②　「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第2項 |
| (3)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第3項 |
| (4)　利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第4項 |
| (5)　市町、障害福祉サービス事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第5項 |
| (6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第2条第6項 |
| **※実施していないサービスまたは利用者がいない場合は、以下の２－２、２－３の自主点検表の記載不要です** |
| ２－２基本方針地域移行 | (1)　地域移行支援の事業では、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第2条第1項法第5条第20項 |
| ※　地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。 |
| (2)　利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域移行支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第2条第2項 |
| (3)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第2条第3項 |
| (4)　利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに。その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | はいいいえ | 地域基準第2条第4項第39条第4項 |
| ２－３基本方針地域定着 | (1)　地域定着支援の事業では、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援を、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第39条1項法第5条第21項 |
| ※　地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。 |
| (2)　利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って地域定着支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第39条第2項 |
| (3)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第39条第3項 |
| ２－４基本方針障害児 |  (1)　障害児相談支援の事業を、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第1項児福法第6条の2の2第7項・第8項・第9項 |
| ※　障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいい、①　「障害児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。②　「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。 |
| (2)　障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第2項 |
| (3)　障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して障害児相談支援の事業を行っていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第3項 |
| (4)　障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第4項 |
| (5)　市町、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第5項 |
| (6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第2条第6項 |
| **第３　人員に関する基準** |
| 基本的事項(労働時間の管理） | 従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。①　使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録②　タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録※①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります。

|  |
| --- |
| ※　労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5年間保存しなければなりません。 |

 | いるいない | 労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）労働基準法第109条 |
| ３－１従業者計画障害児 | (1)　事業所（※）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を１人以上配置していますか。 | はいいいえ | 計画基準第3条第1項障害児基準第3条第1項計画基準解釈通知第二の1の(1)障害児基準解釈通知第二の1の(1) |
| （※）　事業所（特定相談支援事業所）とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。計画 |
| ※　相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。　　　例えば、相談支援のサービス提供時間帯において、相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。計画　障害児なお、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとします。計画　　特定相談支援事業所又は一般相談支援事業所と業務を兼務する場合については、業務に支障がない場合認めるものとします。障害児 |
| (2)　相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 | はいいいえ | 計画基準第3条第2項障害児基準第3条第2項 |
| ※　相談支援専門員の配置は１ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。※　「1ヶ月平均」…当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。※　「利用者の数」…指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。計画　 　障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとします。障害児 | 計画基準第3条計画基準解釈通知第二の1の(1)障害児基準第3条障害児基準解釈通知第二の1（1） |
| (3)　相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降５年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により３年、５年、１０年）を満たしていますか。 | はいいいえ受講予定（　　年） | 計画基準第3条障害児基準第3条 |
| * 令和２年度からは、主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。
* 令和２年度より研修制度が見直されました。詳細は、下記を参照してください。

　　 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第227号）計画　　 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働　大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第225号）障害児 |
|  | (4)　利用者が利用する障害福祉サービス事業所（自立生活援助事業所を除く）等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。計画　　 障害児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。　障害児 | はいいいえ | 計画基準解釈通知第二の１の(1)障害児基準解釈通知第二の1(1) |
| ※　中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。　①　身近な地域に相談支援事業者がない場合　②　支給の決定又は変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該決定等から概ね３か月以内の場合　③　その他市町がやむを得ないと認める場合 |
| ３－２従業者地域移行地域定着 | 1. 一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。
 | はいいいえ | 地域基準第3条第1項・第40条地域基準解釈通知第二の1(1) |
| ※　一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。 |
| (2)　(1)の従事者のうち１人以上は、相談支援専門員を配置していますか。 | はいいいえ | 地域基準第3条第2項 |
| (3)　相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降５年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10 年）を満たしていますか。 | はいいいえ受講予定（　　年） | 地域基準第3条第2項 |
| * 令和２年度より研修制度が見直されました。

詳細は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24 年厚生労働省告示第226 号）を参照してください。* 令和２年度からは、主任相談支援専門員研修を修了した場合、現任者研修を修了したものとみなされます。
 |
| ４管理者共通 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 | はいいいえ | 計画基準第4条地域基準第4条・第40条障害児基準第4条計画基準解釈通知第二の1の(2)地域基準解釈通知第二の1(2)障害児基準解釈通知第二の1の(2) |
| ※　当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。なお、障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。 |
| ５従たる事業所を設置する場合における特例計画障害児 | （1）主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置していますか。 | はいいいえ | 計画基準第4条の2障害児基準第4条の2計画基準解釈通知第二の1の(3)障害児基準解釈通知第二の1の(3) |
| ※　次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。① 人員及び設備に関する要件ア 「従たる事業所」において専従の従業者が１人以上確保されていること。イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。ウ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。② 運営に関する要件ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。 |
| （2）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員を配置していますか。 | はいいいえ |
| ６労働条件の明示共通 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はいいいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所・従事すべき業務の内容④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給に関する事項　（⑧昇給の有無　⑨退職手当の有無　⑩賞与の有無、⑪相談窓口）※パートタイム労働者を雇い入れたときには、上記⑧～⑪についても文書で明示しなくてはなりません。　 |
| **第４　運営に関する基準** |
| ７内容及び手続きの説明及び同意共通 | (1)　利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（※）について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供の開始につき、当該利用申込者の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 計画基準第5条第1項地域基準第5条第1項・第45条障害児基準第5条第1項計画基準解釈通知第二の2の(1)地域基準解釈通知第二の2の(1)障害児基準解釈通知第二の2の(1) |
| （※）　サービスの選択に資すると認められる重要事項は、以下のとおりです。①　運営規程の概要②　従業者の勤務の体制③　事故発生時の対応④　苦情処理の体制　等 |
| ※　同意は、利用者及び事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいとされています。 |
| (2)　利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 | はいいいえ | 計画基準第5条第2項地域基準第5条第2項・第45条障害児基準第5条第2項 |
| ※　利用契約書には、次の事項を記載してください。①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②　当該事業の経営者が提供するサービスの内容③　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項④　サービスの提供開始年月日⑤　サービスに係る苦情を受け付けるための窓口※　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく、事業者（法人・法人代表者）です。　　利用契約書には、法人代表者（注）の職名・氏名を記載し、代表者印（注）を押印してください。（注）契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除きます。 |
| ８契約内容の報告共通 | サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町に対し遅滞なく提出していますか。計画　障害児 | はいいいえ | 計画基準第6条第2項地域基準第６条障害児基準第6条第2項計画基準解釈通知第二の2の(2) |
| ※　モニタリング結果について初めて、次に掲げる場合その他必要な場合に市町に報告してください。①　支給決定の更新や変更が必要となる場合②　対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合③　モニタリング期間を設定し直す必要がある場合 |
| ９提供拒否の禁止共通 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | はいいいえ | 計画基準第7条地域基準第7条・第45条障害児基準第7条計画基準解釈通知第二の2の(3)地域基準解釈通知第二の2の(3)障害児基準解釈通知第二の2の(3) |
| ＜正当な理由＞①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合④　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合　等 |
| ※　特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 |
| ※　行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している事業者にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児・者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児・者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められないので留意してください。計画　障害児 |
| １０サービス提供困難時の対応共通 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。 | はいいいえ | 計画基準第8条地域基準第9条・第45条障害児基準第8条 |
| １１－１受給資格の確認計画 | (1)　サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援対象障害者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 計画基準第9条 |
| (2)　支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町が通知したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | はいいいえ | 計画基準解釈通知第二の2の（5） |
| １１-２受給資格の確認地域移行地域定着 | サービスの提供に当たっては、地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 地域基準第10条・第45条地域基準解釈通知第二の2の(3)  |
| １１-３受給資格の確認障害児 | (1)　サービスの提供に当たっては、通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 障害児基準第9 条障害児基準解釈通知第二の2の(5) |
| (2)　通所支給決定を受けていない障害児について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の提示する市町が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。 | はいいいえ | 障害児基準解釈通知第二の2の（5） |
| １２-１支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助計画障害児 | 支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第10条障害児基準第10条 |
| １２-２支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助地域移行地域定着 | (1)　地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第11条第1項・第45条 |
| (2)　地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第11条第2項・第45条 |
| １３身分を証する書類の携行共通 | 　相談支援専門員又は地域移行(定着)支援従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | はいいいえ | 計画基準第11条地域基準第14条・第45条障害児基準第11条計画基準解釈通知第二の2の（7）地域基準解釈通知第二の2の（8）障害児基準解釈通知第二の2の（7） |
| ※　証書等には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |
| １４計画相談支援給付費の額等の受領共通 | (1)　法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。 | はいいいえ該当なし | 計画基準第12条地域基準第17条・第45条障害児基準第12条 |
| (2)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 | はいいいえ該当なし |
| ※　当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。 |
| (3)　(1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。 | はいいいえ該当なし |
| １５利用者負担額に係る管理計画障害児 | (1)　サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。 | はいいいえ該当なし | 計画基準第13条障害児基準第13条 |
| (2)　利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。 | はいいいえ該当なし |
| １６計画相談支援給付費の額に係る通知共通 | (1)　法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。 | はいいいえ | 計画基準第14条地域基準第18条・第45条障害児基準第14条 |
| ※　通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載します。 |
| (2)　利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。 | はいいいえ該当なし |
| １７－１具体的取扱方針計画障害児１７－１具体的取扱方針計画障害児※続き１７－１具体的取扱方針計画障害児※続き１７－１具体的取扱方針計画障害児※続き１７－１具体的取扱方針計画障害児※続き１７－１具体的取扱方針計画障害児※続き | (1)　管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。計画　　管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。障害児 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第1項第1号 |
| (2)　サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第1項第2号 |
| ※　計画相談支援等は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の② |
| (3)　サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第1号 |
| (4)　サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第2号 |
| ※　継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の④ |
| (5)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。計画障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、通所支援に加えて、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めていますか。障害児 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第3号 |
| ※　保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑤ |
| (6)　サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。計画　　　障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。障害児 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15 条第2項第4号 |
| ※　特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる計画案を最初から提示することがあってはなりません。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑥ |
| (7)　 サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第5号 |
| ※　アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑦ |
| ※　アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。 |
| ※　アセスメントの記録は、５年間保存してください。 |
| (8)　アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第6号 |
| ※　アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑧ |
| (9)　アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第6号 |
| ※　相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑧ |
| (10)　利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）、が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成していますか。① 利用者及びその家族の生活に対する意向② 総合的な援助の方針③ 生活全般の解決すべき課題④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項⑦ モニタリング期間に係る提案 等 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第2項第7号 |
| ※　モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。 | 計画　障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑨ |
| ※　目標達成時期には、モニタリングの実施により、計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援（計画）、通所支援（障害児）の評価を行い得るようにすることが重要です。 |
| (11)　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。計画 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第8号 |
| ※　短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑩ |
| ※　利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。 |
| (12)　共同生活援助のうち日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を3か月間としていますか。計画 | はいいいえ該当なし | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑪ |
| ※　日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、他の類型の共同生活援助よりも短く3月間としていることに留意してください。 |
| ※　適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、あわせて留意してください。 |
| (13)　 サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第9号障害児基準第15条第2項第8号 |
| (14)　 サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案を作成した際には、当該計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第10号障害児基準第15条第2項第9号 |
| ※　交付した計画案は、５年間保存してください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑬障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑪ |
| (15)　支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。計画　　　通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。障害児 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第11号障害児基準第15条第2項第10号 |
| ※　計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、５年間保存してください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑭障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑫ |
| (16)　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第12号障害児基準第15条第2項第11号 |
| (17)　 サービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成した際には、当該計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。 | はいいいえ | 計画基準第15条第2項第13号障害児基準第15条第2項第12号 |
| ※　交付した計画は、５年間保存してください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑯障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑭ |
| (18)　 サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第3項第1号 |
| ※　計画相談支援及び障害児相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑰障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑮ |
| ※　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録は、５年間保存してください。 |
| (19)　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第3項第2号 |
| ※　モニタリングの期間は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ、1～4に定める期間を勘案して市町が必要と認める期間とします。ただし、１に掲げる期間については、支給決定又はその変更に係る障害福祉サービスの利用開始から起算して３月を経過するまでの間に限ります。１．支給決定又はその変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者･･･**1か月**２．療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも1に掲げる者を除く）のうち、次に掲げる者・・・**１か月**イ　障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者ロ　単身の世帯に属するため又はその同居家族等の障害、疾病等のため、自ら障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者ハ　重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者３．療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（１、２に掲げる者を除く）のうち、次に掲げるもの・・・**３か月**イ　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。）を利用する者ロ　イ以外の者で、65歳以上の者（居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く）４．療養介護、重度障害者等包括支援もしくは施設入所支援を利用する者（1に掲げる者を除く。）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者もしくは地域定着支援を利用する者（いずれも1～３に掲げる者を除く）又は地域移行支援を利用する者（１に掲げる者を除く）・・・**６か月*** 平成30年度及び平成31（令和元）年度にモニタリング期間の見直しがありましたが、現に計画作成済の対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例によります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 旧基準 | 見直し後 |
| 30年度 | 31年度～ |
| 新規利用者 | 1月間※利用開始から3月のみ |
| 在宅のサービス　・　通所支援等 | 集中的支援が必要な者 | 1月間 |
| 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助 | — | 3月間 |
| 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練 | 6月間 | 3月間 |
| 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援 | 6月間 | 6月間※65歳以上で居宅介護支援又は介護予防支援を利用していない者は3月間 |
| 施設入所等 | 1年間 | 6月間 |

 | 施行規則第6条の16 |
| ※　計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行い、市が通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録してください。 | 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑱障害児基準解釈通知第二の2の(11)の⑯ |
| ※　モニタリングの結果の記録は、５年間保存してください。 |
| (20)　 サービス等利用計画または障害児支援利用計画の変更に当たっては、(3)から(11)及び(15)から(17)までに規定された一連の業務を行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第3項第3号 |
| (21)　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第3項第4号 |
| (22)　障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第15条第3項第5号 |
| １７－２具体的取扱方針地域移行 | (1)　管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。 | はいいいえ | 地域基準第19条第1号地域基準解釈通知第二の2の(13)の① |
| (2)　管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。 | はいいいえ | 地域基準第19条第2号地域基準解釈通知第二の2の(13)の② |
| (3)　事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | はいいいえ | 地域基準第19条第3号 |
| (4)　サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第19条第4号地域基準解釈通知第二の2の(13)の③ |
| ※　地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。 |
| １７－３具体的取扱方針地域定着 | (1)　管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させていますか。 | はいいいえ | 地域基準第41条第1号 |
| (2)　管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。 | はいいいえ | 地域基準第41条第2号 |
| (3)　利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第41条第3号 |
| (4)　サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第41条第4号 |
| １８サービス等利用計画等の書類の交付計画障害児 | 　利用者等が他の相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画または障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | はいいいえ | 計画基準第16条障害児基準第16条 |
| １９利用者に関する市町村への通知　共通 | 　利用者が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。 | はいいいえ | 計画基準第17条地域基準第25条・第45条障害児基準第17条 |
| ２０管理者の責務共通 | (1)　管理者は、従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | はいいいえ | 計画基準第18条地域基準第26条・第45条障害児基準第18条 |
| (2)　管理者は、従業者に「第４運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | はいいいえ |
| ２１運営規程共通 | 　事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務内容③ 営業日及び営業時間④ サービスの提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額⑤ 通常の事業の実施地域⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項⑧ その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能　等） | はいいいえ | 計画基準第19条地域基準第27条・第45条障害児基準第19条計画基準解釈通知第二の2の(15)地域基準解釈通知第二の2の（21）障害児基準解釈通知第二の2の（15） |
| ※　②「従業者」…相談支援専門員又は地域移行（定着）支援従事者とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載してください。 |
| ※　④「サービスの提供方法及び内容」…サービスの内容及び利用者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、法定代理受領を行わない場合の相談支援給付費のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 |
| ※　⑤「通常の事業の実施地域」…客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |
| ※　⑥「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」…事業者は障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能です。 |
| ※　⑦「虐待の防止のための措置に関する事項」…虐待の防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものです。 |
| ※　⑧「その他運営に関する重要事項」…障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。 |
| ２２勤務体制の確保共通 | (1)　事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 | はいいいえ | 計画基準第20条地域基準第28条・第45条障害児基準第20条計画基準解釈通知第二の2の(16) 地域基準解釈通知第二の2の(22)障害児基準解釈通知第二の2の(16)  |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |
| (2)　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に相談支援の業務を担当させていますか。計画　障害児　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の地域移行（定着）支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。　地域移行　地域定着 | はいいいえ |
| ※　相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。計画　障害児 |
| ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |
| ※　障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行（定着）支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。地域移行　地域定着 |
| (3)　サービスに係る業務の一部を他の地域移行（定着）支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。地域移行　地域定着 | はいいいえ | 地域基準第28条・第45条 |
| (4)　事業者は、相談支援専門員（地域移行（定着）支援従事者）の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。＜研修（研修を兼ねた会議を含む）の回数・内容を記入してください。＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度 | 当年度 | 研修・会議の主な内容 |
| 回 | 回 |  |

※　研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。※　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。※　研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第20条第3項地域基準第28条第4項・第45条計画　障害児基準解釈通知第二の2の(16)③ 地域基準解釈通知第二の2の(22)④ |
| （5）　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第20条第4項地域基準第28条第5項・第45条計画　障害児基準解釈通知第二の2の(16)④ 地域基準解釈通知第二の2の(22)⑤ |
| ※事業所が講ずべき取組については次のとおりです。ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）を講ずることが望ましいです。※中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）も令和4年4月1日から義務化となっています。 |
| ２３業務継続に向けた取組の強化について共通 | (１)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第20条の2地域基準第28条の2　　　第45条計画　障害児基準解釈通知第二の2の(17)地域基準解釈通知第二の2の(23) |
| ※業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携※３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |
| （２）従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。 |
| （３）事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はいいいえ |
| ２４設備及び備品共通 | (1)　事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 | はいいいえ | 計画基準第21条地域基準第29条・第45条障害児基準第21条計画基準解釈通知第二の2の(18)地域基準解釈通知第二の2の(24)障害児基準解釈通知第二の2の(18) |
| ※　他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、双方の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。 |
| (2)　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 | はいいいえ |
| ※　専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。 |
| (3)　利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | はいいいえ |
| ※　相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。 |
| ２５衛生管理共通 | 1. 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。
 | はいいいえ | 計画基準第22条第1項地域基準第30条第1項・第45条障害児基準第22条第１項労働安全衛生法第66条 |
| ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。 |
| (2)　事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 | はいいいえ | 計画基準第22条第2項地域基準第30条第2項・第45条障害児基準第22条第2項 |
| ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |
| （３）　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ | 計画基準第22条第3項障害児基準第22条第3項地域基準第30条第3項・第45条計画　障害児基準解釈通知第二の2の(19)地域基準解釈通知第二の2の(25) |
| ※　感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。※　専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めてください。※　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。）※　発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。※　事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。※　実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |
| ２６掲示共通 | (1)　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は地域移行（定着）支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | はいいいえ | 計画基準第23条地域基準第31条第45条障害児基準第23条計画基準解釈通知第二の2の(20)地域基準解釈通知第二の2の(26)障害児基準解釈通知第二の2の(20) |
| ※　体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるよう、併せて掲示してください。計画　障害児※見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。※従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の名前まで掲示することを求めるものではありません。※重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。　共通 |
| (2)　(１)の重要事項の公表に努めていますか。 | はいいいえ |
| ※　ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。* 体制整備加算に関する事項については、掲示だけでなく公表もしてください。計画　障害児
 |
| ２７秘密保持共通 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | はいいいえ | 計画基準第24条第1項地域基準第32条第1項・第45条障害児基準第24条第１項 |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等を徴するなどの措置を講じてください。 |
| (2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 計画基準第24条第2項、第3項地域基準第32条第2項・第45条障害児基準第24条第２項、第3項計画基準解釈通知第二の2の(21)地域基準解釈通知第二の2の(27)障害児基準解釈通知第二の2の(21) |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |
| (3)　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| ※　サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。※　個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。 |
| (4)　「個人情報の保護に関する法律(平15 年法律第57号)」及び「個人情報の保護に関する法律のガイドライン(平成31年1月一部改正個人情報保護委員会）」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 安全管理措置 | □規程の整備（規程の名称：　　　　　　　　　　）□組織体制の整備　　　□研修の実施□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 第三者提供に係る記録の方法 | □その都度記録を作成　　□一括して記録を作成□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 苦情対応窓口の有無 | □有（部署名：　　　　　　　　　　）　　　□無 |

※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 1. 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く）
2. 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること
3. 個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイドライン第６・２」を参照）
4. 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること

また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長３年）1. 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること
2. 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること

※　改正個人情報保護法（Ｈ29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。※用語の定義・個人情報…生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報※　個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。 |
| ２８広告計画障害児 | 　事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。 | はいいいえ | 計画基準第25条障害児基準第25条 |
| ２９－１障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止計画障害児 | (1)　事業者及び管理者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。 | はいいいえ | 計画基準第26条第1項障害児基準第26条第１項 |
| ※　例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。 | 計画基準解釈通知第二の2の(22)の①障害児基準解釈通知第二の2の(22)の① |
| (2)　相談支援専門員は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。 | はいいいえ | 計画基準第26条第2項障害児基準第26条第2項計画基準解釈通知第二の2の(22)の②障害児基準解釈通知第二の2の(22)の② |
| ※　例えば、相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。 |
| (3)　事業者及びその従業者は、サービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | はいいいえ | 計画基準第26条第3項障害児基準第26条第3項 |
| ２９－２障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止地域移行地域定着 | (1)　事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 | はいいいえ | 地域基準第34条第1項・第45条 |
| (2)　事業者は、特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | はいいいえ | 地域基準第34条第2項・第45条 |
| ３０苦情解決共通 | (1)　提供したサービス又は計画に位置付けた福祉サ－ビス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。※苦情受付体制を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 職名 | 氏名 |
| 苦情受付担当者 |  |  |
| 苦情解決責任者 |  |  |
| 第三者委員 |  |  |
|  |  |

 | はいいいえ | 計画基準第27条第1項地域基準第35条・第45条障害児基準第27条第1項計画基準解釈通知第二の3の(23)の①地域基準解釈通知第二の2の(29)の①障害児基準解釈通知第二の2の(23)の① |
| ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書）に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 |
| （2）苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 | はいいいえ | 計画　障害児基準第27条第2～7項地域基準第35条第2～7項・第45条計画　障害児基準解釈通知第二の2の(23)の② |
| * 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。

※　当該記録は、５年間保存してください。※　苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚生省通知・平成29年3月7日最終改正）を参考にしてください。 |
| （3）市町等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。　　①　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査（実地指導等）に応じていますか。また、利用者等の苦情に関して市町が行う調査に協力し、市町の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。②　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問（実地指導等）に応じていますか。③　提供したサービスに関し、法第５１条の２７第２項の規定により県知事又は市町長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。④　利用者等からの苦情に関して県知事又は市町長が行う調査に協力し、県知事又は市町長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。⑤　県知事又は市町長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。⑥　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。 | はいいいえ |
| ３１事故発生時の対応共通 | 1. 事業者は、サービス提供に際し事故が発生した場合は、県と市町に報告し、利用者（当事者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。
 | はいいいえ | 計画基準第28条地域基準第36条・第45条障害児基準第28条計画基準解釈通知第二の2の(24)地域基準解釈通知第二の2の(30)障害児基準解釈通知第二の2の(24) |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。 |
| 1. (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。
 | はいいいえ |
| ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 |
| 1. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。
 | はいいいえ |
| ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 |
| 1. 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。
 | はいいいえ |
| ※　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。 |
| ３２虐待の防止共通 | （１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。　①　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。　③　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はいいいえ | 計画基準第28条の2地域基準第36条の2第45条障害児基準第28条の2計画基準解釈通知第二の2の(25)地域基準解釈通知第二の2の(31)障害児基準解釈通知第二の2の(25) |
| ※　虐待防止委員会の役割は、下記の３点です。・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）※　専任の虐待防止担当者（必置）を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるように努めている。なお、法人単位での委員会設置も可能です。※虐待防止委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にしている。※　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。※　虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要です。※　虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することに努めている。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えません。 |
| ３３会計の区分共通 | 　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | はいいいえ | 計画基準第29条地域基準第37条・第45条障害児基準第29条 |
| ３４記録の整備共通 | (1)　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はいいいえ | 計画基準第30条地域基準第38条・第45条障害児基準第30条計画基準解釈通知第二の2の(27)地域基準解釈通知第二の2の(33)障害児基準解釈通知第二の2の(27) |
| 1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、サービスを提供した日から少なくとも５年以上保存していますか。

計画　障害児①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録②　個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画イ アセスメントの記録ウ サービス担当者会議等の記録エ モニタリングの結果の記録③　市町への通知に係る記録（項目１９参照）④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録地域移行　地域定着1. 提供した地域移行（定着）支援に係る必要な事項の提供の記録
2. サービス等利用計画
3. 市町への通知に係る記録（項目１９参照）
4. 苦情の内容等の記録
5. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 | はいいいえ |
| ３５連絡調整に対する協力地域移行地域定着 | 　サービスの利用について市町又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | はいいいえ | 地域基準第8条・第45条地域基準解釈通知第二の2の(4) |
| ※　市町又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。 |
| ３６心身の状況等の把握地域移行地域定着 | 　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第12条・第45条 |
| ３７障害福祉サービス事業者等との連携地域移行地域定着 | (1)　サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第13条第1項・第45条 |
| (2)　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第13条第2項・第45条 |
| ３８サービス提供の記録地域移行地域定着 | （1）　サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。 | はいいいえ | 地域基準第15条第1項・第45条 |
| (2)　(1)の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 | はいいいえ | 地域基準第15条第2項・第45条 |
| ３９利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲地域移行地域定着 | (1)　事業者が利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 | はいいいえ | 地域基準第16条第1項・第45条地域基準解釈通知第二の2の(10) |
| ※　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。※　次の要件を満たす場合、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。　①　サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。　②　利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 |
| (2)　(1)により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。 | はいいいえ | 地域基準第16条第2項・第45条 |
| ４０地域移行支援計画の作成地域移行 | (1)　事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第1項 |
| ※　地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載してください。　　　なお、地域移行支援計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 |
| (2)　地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第2項 |
| (3)　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第3項 |
| (4)　アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第3項 |
| (5)　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成していますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第4項 |
| ※　地域移行支援事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。 |
| (6)　計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第5項 |
| * 計画作成会議とは、地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者等を招集して行う会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をいいます。
 |
| (7)　地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第6項 |
| (8)　地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付していますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第7項 |
| ※　交付した地域移行支援計画は、５年間保存してください。 |
| (9)　地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第20条第8項、第9項 |
| ※　地域移行支援計画の変更について、(2)から(8)までを準用してください。 |
| ４１地域における生活に移行するための活動に関する支援地域移行 | (1)　利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第21条第1項 |
| (2)　利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に１回以上、利用者との対面により行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第21条第2項地域基準解釈通知第二の2の(15)の② |
| ※　利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。 |
| (3)　サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、各担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準解釈通知第二の2の(15)の② |
| ４２障害福祉サービスの体験的な利用支援地域移行 | 　障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第22条地域基準解釈通知第二の2の(16) |
| ※　障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。 |
| ４３体験的な宿泊支援地域移行 | （1）　体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。　①　利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。　②　衛生的に管理されている場所であること。 | はいいいえ | 地域基準第23条第1項地域基準解釈通知第二の2の(17)の①、③ |
| ※　体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。※　体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。 |
| （2）　体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第23条第2項地域基準解釈通知第二の2の(17)の② |
| ※　体験的な宿泊支援について、地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。 |
| ４４関係機関との連絡調整地域移行 | 　サービスを提供するに当たっては、市町、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第24条地域基準解釈通知第二の2の(18) |
| ※　住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。 |
| ４５情報の提供地域移行地域定着 | (1)　利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 地域基準第33条第1項・第45条 |
| (2)　事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。 | はいいいえ | 地域基準第33条第2項・第45条 |
| （3）独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ＷＡＭＮＥＴ）　」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 | はいいいえ | 法第76条の3 |
| ※障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成３０年４月より義務化されました。※報告の期限は、報告年度の７月末日です。（４月１日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から１か月以内）※報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。 |
| ４６地域定着支援台帳の作成地域定着 | (1)　利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。 | はいいいえ | 地域基準第42条第1項 |
| (2)　地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第42条第2項 |
| (3)　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第42条第3項 |
| (4)　アセスメントに当たっては、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ | 地域基準第42条第3項 |
| (5)　地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第42条第4項 |
| ※　地域定着支援台帳の変更について、(2)から(4)までを準用してください。 | 地域基準第42条第5項 |
| ４７常時の連絡体制の確保地域定着 | (1)　利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。 | はいいいえ | 地域基準第43条第1項地域基準解釈通知第三の2の(3) |
| ※　「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。 |
| (2)　適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。 | はいいいえ | 地域基準第43条第2項地域基準解釈通知第三 の2の(3) |
| ※　利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。 |
| ４８緊急の事態における支援地域定着 | (1)　利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第44条第1項 |
| (2)　(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。 | はいいいえ | 地域基準第44条第2項地域基準解釈通知第三の2の(4)の① |
| ※　一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。 |
| (3)　一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。1. 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。

　②　衛生的に管理されている場所であること。 | はいいいえ | 地域基準第44条第3項 |
| (4)　一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 | はいいいえ | 地域基準第44条第4項 |
| ※　地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。 | 地域基準解釈通知第三の2の(4)の③ |
| **第５　その他** |
| ４９変更の届出共通 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該障害福祉サービスの事業を再開したときは、１０日以内に県知事又は市長（障がい福祉課）に届け出ていますか。 | はいいいえ | 法第51条の25第1項児福法第24条の32第1項平18障発第1031001号厚労省部長通知 |
| * 計画相談支援費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月１５日までに届出が必要です。
* 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の１月前までに届け出てください。
 |
| **第６　計画相談支援給付費の算定及び取扱い** |
| ５０基本的事項計画 | (1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | はいいいえ | 計画告示第1号 |
| (2)　費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | はいいいえ | 計画告示第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | はいいいえ | 計画告示第2号 |
| ５１サービス利用支援費計画５１サービス利用支援費計画※続き５１サービス利用支援費計画※続き５１サービス利用支援費計画※続き５１サービス利用支援費計画※続き | (1)　利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により１月につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注1 |
| **サービス利用支援費（Ⅰ）を算定する場合、（２）（３）は記入不要です。　次項目に進んでください。** |
| (2)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、利用者の数を相談支援専門員で除して得た数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注1⑴ |
| ※　次に掲げる点検項目のうち、算定している支援費に該当するものを回答してください。支援費を算定するには、該当するもの全てに適合することが必要です。 |
| （2）-1　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）複数の事業所が一体的に運営管理を行う場合、協働体制の確保や質の向上に向けた取組をしていますか。 | はいいいえ該当なし | 留意事項通知第4の1（1）③ア（ア） |
| ※　協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。※　要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に実施されていること。※　原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会議等を月２回以上共同して実施していること。 |
| （2）-2　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（イ） |
| ※　上記の会議は、次の要件を満たすものでなければなりません。（一）議題については、少なくとも次のような議事を含めること。ア　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針イ　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策ウ　地域における事業者や活用できる社会資源の状況エ　保健医療及び福祉に関する諸制度オ　アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術カ　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針キ　その他必要な事項（二）議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。（三）「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 |
| （2）-3　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）（Ⅱ）２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（ウ） |
| ※　常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をいうものであり、当該事業所の相談支援専門員による輪番制の対応等も可能です。 |
| （2）-4　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（エ） |
| ※　現任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。※　一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。 |
| （2）-5　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していますか。また、基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（オ） |
| ※　機能強化型サービス利用支援費を算定する事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。 |
| （2）-6　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町により位置付けられていることを定めていますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（カ） |
| ※　一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 |
| （2）-7　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）　取扱件数については、事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ40件未満ですか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（ケ） |
| ※　取扱件数は、１月の利用者の数の前６月の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の前６月の平均値で除して得た数とする。なお、事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 |
| （2）-8　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）（Ⅱ）　事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ１名以上配置していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（ク） |
| （2）-9　機能強化型サービス利用支援（Ⅰ）専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ア（キ） |
| ※　ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。また、同一敷地内にある事業所が障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| （2）-10　機能強化型サービス利用支援（Ⅱ）専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③イ |
| ※　ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。　　 |
| （2）-11　機能強化型サービス利用支援（Ⅲ）専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③ウ |
| ※　ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、特定相談支援事業所又は同一敷地内にある障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所もしくは自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| （2）-12　機能強化型サービス利用支援（Ⅳ）専ら計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が常勤であり相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（1）③エ |
| ※　ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、特定相談支援事業所又は同一敷地内にある障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所もしくは自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| (3)　機能強化型サービス利用支援費算定の要件に適合しているか、常に確認していますか。 | はいいいえ |
| ※　毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、５年間保存してください。※　機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、事業所全体としてより質の高いサービスを実施している事業所に対して算定するものです。 |
| **機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定する場合、（4）の点検項目は記入不要です。　次項目に進んでください。** |
| （4）　サ―ビス利用支援費（Ⅰ）指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知第4の1（2） |
| ※　取扱件数は、１月の利用者の数の前６月の平均値を、事業所の相談支援専門員の員数の前６月の平均値で除して得た数とする。なお、事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 |
| （5）　サービス利用支援費（Ⅱ）上記の機能強化型サービス支援利用費（Ⅰ）～（Ⅳ）及びサービス利用支援費（Ⅰ）における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均門員の員数を乗じて得た数について算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　取扱件数の取扱いについて 上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となります。 |
| ※　サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについてサービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。なお、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。 | 留意事項通知第4の1（3） |
| ※　経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費について　平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する者に対して、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を実施した場合は、下記のとおり旧単価を適用するものとし、この場合においては、初回加算は算定できないものとしていましたが、本経過措置については、平成３１年３月３１日をもって廃止となりました。・　サービス利用支援費（Ⅰ）は　　　　1,611単位・　サービス利用支援費（Ⅱ）は　　　　　806単位・　継続サービス利用支援費（Ⅰ）は　1,310単位・　継続サービス利用支援費（Ⅱ）は　　655単位　なお、旧単価を適用するサービスと改正後の単価を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費については、改正後の単価を算定するものとされていました。 | 留意事項通知第4の1（4） |
| (6)　次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（計画基準第15条第２項第６号）② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第9号及び第12号）③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付（同項第10号及び第13号）④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第11号） | はいいいえ | 計画告示別表の1の注3報酬留意事項通知第4の1（1） |
| (7)　障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注4報酬留意事項通知第4の1(5) |
| ※　障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。（継続サービス利用支援費も同様です。） |
| ５２継続サービス利用支援費計画 | (1)　利用者に対して、継続サービス利用支援（モニタリングの実施等）を行った場合は、項目51サービス利用支援費の区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注2 |
| ①　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）継続サービス利用支援費（Ⅰ）　取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 |
| ②　継続サービス利用支援費（Ⅱ）取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 |
| ※　モニタリング期間を踏まえ、市町が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できます。 | 報酬留意事項通知第4の1(4) |
| (2)　次の基準の全てを満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（計画基準第15条第３項第２号）1. サービス等利用計画の変更についての「項目51サービス利用支援費」の(6)の①から④までに準じた手続の実施（同条第３項第３号により準用する同条第２項第６号、第11 号から第13号まで）
 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注3報酬留意事項通知第4の1（1）② |
| (3)　同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。 | はいいいえ | 計画告示別表の1の注5報酬留意事項通知第4の1(6) |
| ※　計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとします。 |
| ※　なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとします。 |
| ５３居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算計画 | (1)　居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)　　　相談支援専門員が、介護保険法（平成９年法律第123 号）第７条第１項に規定する要介護状態区分が要介護１又は要介護２のものに対して、同法第46 条第１項に規定する居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を減算していますか。 | はいいいえ該当なし | 計画告示別表の1の注6報酬留意事項通知第4の1(7) |
| (2)　居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)　　　相談支援専門員が、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を減算していますか。 | はいいいえ該当なし | 計画告示別表の1の注7報酬留意事項通知第4の1(7) |
| (3)　介護予防支援費重複減算　　　相談支援専門員が、介護保険法第７条第２項に規定する要支援状態区分が要支援１又は要支援２のものに対して、同法第58 条第１項に規定する介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く）を算定した場合に、１月につき16単位を所定単位数から減算していますか。 | はいいいえ該当なし | 計画告示別表の1の注8報酬留意事項通知第4の1(7) |
| ５４特別地域加算計画 | 1. 特別地域加算を算定していますか。
 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の1の注9 |
| （２）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。※　特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |
| ５５利用者負担上限額管理加算計画 | 　利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき150単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の2の注 |
| ５６初回加算計画 | 　新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して、サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する場合は１月につき300単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の3の注1 |
| （※）　厚生労働大臣が定める基準　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。1. 新規にサービス等利用計画を作成する場合
2. 利用者が障害福祉サービス等を利用する月の前６か月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合
3. 指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が３ヶ月を超える場合であって、３ヶ月が経過する日以後に月２回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合
 | 計画告示別表の3の注2平27厚労省告示180・第1号報酬留意事項通知第4の4 |
| ５７主任相談支援専門員配置加算計画 | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の4の注報酬留意事項通知第4の5 |
| ※「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。　①　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催　②　新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施　③　当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言　④　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加※　研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 |
| ５８入院時情報連携加算計画 | （１）入院時情報連携加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の5の注平27厚労省告示180・第3号報酬留意事項通知第4の6 |
| [ ] 加算（Ⅰ）　200単位 | (２)－１利用者が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(以下この点検表において「病院等」という。)に入院するに当たり、病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員との面談により、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| (２)－２情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録を作成し、５年間保存していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅱ）　100単位 | (３)－１利用者が病院等に入院するに当たり、(Ⅰ)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| (３)－２　情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録を作成し、５年間保存していますか。 | はいいいえ |
| ※　加算(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。※　「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。 |  |
| ５９退院・退所加算計画 | (１)退院・退所加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の6の注 |
| (２)下記に掲げる者（※）が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として200単位を加算していますか（項目56初回加算を算定する場合を除く）。 | はいいいえ |
| （※）・　障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設もしくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた利用者・　病院等に入院していた利用者・　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた利用者又は法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62条第3項もしくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護もしくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた利用者 |
| ※　病院もしくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていた利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。※　利用者に関する必要な情報とは、項目58入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 | 報酬留意事項通知第4の7(1) |
| ※　退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものです。 | 報酬留意事項通知第4の7(2) |
| ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。 | 報酬留意事項通知第4の7(3) |
| ６０居宅介護支援事業所等連携加算計画 | (１)　居宅介護支援事業所等連携加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の7の注 |
| (２)　利用者が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、利用者が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ①　利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、指定居宅介護支援等を提供する事業所又は指定介護予防支援事業所に対して、利用者の心身の状況等の障害者等に係る必要な情報を提供し、指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100単位 |
| ②　利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　300単位 |
| ③　利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合　　　　　　　　　　　　　300単位 |
| ④　利用者が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、利用者の心身の状況等の利用者に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における利用者の支援内容の検討に協力する場合　　　　100単位 |
| ⑤　利用者が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　300単位 |
| ⑥　利用者が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、利用者の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　300単位 |
| ※　②③⑤⑥についてはサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。※　①～④の「必要な情報の提供」は文書によるものをいう。※　①の「作成等に協力する場合」、④の「支援内容の検討に協力する場合」とは、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。※　②及び⑤の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。※　複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は１回とする。※　面談日時、その内容の要旨に関する記録、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 | 報酬留意事項通知第4の8 |
| ６１医療・保育・教育機関等連携加算計画 | (１)　医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の8の注報酬留意事項通知第4の9(1)報酬留意事項通知第4の9(2)報酬留意事項通知第4の9(3)（報酬留意事項通知第4の7(3)準用） |
| (２)　指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| (３)　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存していますか。 | はいいいえ |
| ※　作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。 |
| (４)　利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めていますか。 | はいいいえ |
| ※　利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるためです。 |
| (５)　連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めていますか。 | はいいいえ |
| ※　算定に当たっての留意事項当該加算は、項目56初回加算を算定する場合又は項目59退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。 |
| ６２集中支援加算計画 | 次の①から③までのいずれかに該当する場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として、それぞれ300単位を加算していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の9の注報酬留意事項通知第4の10 |
| ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等又は市町等の求めに応じ、月に２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）② サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）③　福祉サービス等を提供する機関等（以下この⑶において「関係機関」という。）の求めに応じ、関係機関が開催する会議に参加し、利用者の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く。） |
| ※　①の「計画相談支援対象障害者等又は市町等」とは、利用者及びその家族、市町、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。※　②の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。※　③の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。※　福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。※指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。 |
| ６３サービス担当者会議実施加算計画 | (１)　サービス担当者会議実施加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の10の注報酬留意事項通知第4の11 |
| (２)　継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 |
| ※　算定に当たっての留意事項　　　サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。 |
| (３)　サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存していますか。 | はいいいえ |
| ６４サービス提供時モニタリング加算計画 | （１）　サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の11の注報酬留意事項通知第4の12 |
| （２）　事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を当該事業所が訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| * 継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。
 |
| （３）　サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録して５年間保存していますか。　　ア　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況　　イ　サービス提供時の利用者の状況　　ウ　その他必要な事項 | はいいいえ |
| * 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件を限度とし、39を超える数については算定しません。
* 当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。
 |
| ６５行動障害支援体制加算計画 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の12の注平27厚労省告示180・第4号報酬留意事項通知第4の13 |
| （２）　相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| （３）　上記（２）の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ |
| * 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。
* 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。
 |
| ６６要医療児者支援体制加算計画 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の13の注平27厚労省告示180・第5号報酬留意事項通知第4の14(2)（報酬留意事項通知第4の13(2)準用）報酬留意事項通知第4の14(1) |
| （２）　相談支援専門員のうち平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ~~※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。~~ |
| （３）　上記（２）の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。~~※　「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。~~※　医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 |
| ６７精神障害者支援体制加算計画 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の14の注平27厚労省告示180・第6号報酬留意事項通知第4の15(2)（報酬留意事項通知第4の13(2)準用）報酬留意事項通知第4の15(1) |
| （２）　相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| （３）　上記（２）の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 |
| ※　「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。※　精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 |
| ６８ピアサポート体制加算共通 | （1）　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 計画告示別表の15の注報酬留意事項通知第4の16 |
| （2）　障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者（以降「障害者等」という）であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者と管理者、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。 |
| （3）　上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていますか。 | はいいいえ |
| （4）　研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。(ア)　市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。(イ)　 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。 |
| ６９地域生活支援拠点等相談強化加算計画 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の16の注 |
| ※　現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。※　当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が地域報酬告示別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。 |
| （２）　項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。 | はいいいえ | 平27厚労省告示180・第7号 |
| （３）　当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知第4の17 |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障害者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 |
| ※　他の特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合において、当該特定相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものです。※　地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であり、かつ当該地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、特定相談支援事業所において当該加算は算定できません。 |
| ７０地域体制強化共同支援加算計画 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員が、利用者の同意を得て、利用者に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者１人につき1月に１回を限度として2,000単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 計画告示別表の17の注 |
| （２）　項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。 | はいいいえ | 平27厚労省告示180・第7号 |
| （３）　当該加算の対象となる会議を行った場合は、会議開催の目的、出席者、会議の具体的な内容等を記録し、5年間保存していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知第4の18 |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 |
| ※　当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定するものです。※　当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該特定相談支援事業所が負担することが望ましいものです。※　協議会等への報告の内容については、別途定めるものとします。 |
| ＜参考＞「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」（平成30年3月30日付障障発0330第3号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） |
| **第７　地域相談支援給付費の算定及び取扱い** |
| ７１基本的事項地域移行地域定着 | (1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | はいいいえ | 地域告示第1号 |
| (2)　費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | はいいいえ | 地域告示第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | はいいいえ | 地域告示第2号 |
| ７２地域移行支援サービス費地域移行 | (1)　地域移行支援サービス費（Ⅰ）　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合するものとして県知事に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して地域移行支援（地域移行支援計画の作成等）を行った場合に算定していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第1の1の注1平30厚労省告示第114号報酬留意事項通知第3の1(1)①（一） |
| （※）　次に掲げるいずれにも適合すること。①　事業所の従業者のうち、1人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。②　事業所において地域移行支援を利用した利用者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。③　事業所が、精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 |
| ※　地域移行支援サービス費（Ⅰ）については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものです。具体的な要件は以下のとおりです。　ア　　社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添2の3の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。イ　　当該事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、前年度に指定基準第1条第1項第2号から第4号までに規定する施設（障害者支援施設等、救護施設等、刑事施設等）（以下「対象施設」という）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が3人以上であること。ウ　　対象施設と緊密な連携を図り、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。 |
| （2）　地域移行支援サービス費（Ⅱ）　　厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして県知事に届け出た指定地域移行支援事業所のうち、(1)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が１人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知第3の1(1)①（二） |
| (3)　地域移行支援サービス費（Ⅲ）　　(1)（2）以外の事業者が、利用者に対して、地域移行支援を行った場合は、1月につき算定していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第1の1の注1の2報酬留意事項通知第3の1(1)①（三） |
| ※　地域移行支援サービス費（Ⅲ）については、（１）（2）に規定する要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に算定します。 |
| (4)　次のいずれかに該当する場合に、地域移行支援サービス費を算定していませんか。　①　地域移行支援計画の作成等（地域基準）の基準を満たさない場合　②　利用者との対面による支援を1月に2日以上行わない場合 | はいいいえ | 地域告示別表第1の1の注2 |
| ７３特別地域加算地域移行 | （１）　特別地域加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第1の1の注3報酬留意事項通知第3の1(2) |
| （２）　別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。※　特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |
| ７４ピアサポート体制加算地域移行 | （1）　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第1の2の注報酬留意事項通知第3の1(3) |
| （2）　障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者（以降「障害者等」という）である地域移行支援従業者と管理者、地域移行支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定障害児相談支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。 |
| （3）上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていますか。 | はいいいえ |
| （4）　研修を修了した従業者を配置している旨を県知事へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。(ア)　県知事が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。(イ)　 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、地域移行支援従業者の配置がない場合も算定できるものとする。 |
| ７５初回加算地域移行 | 　地域移行支援の利用を開始した月について1月につき500単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第2の注報酬留意事項通知第3の1(4) |
| ※　初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。　　また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます。　　ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。 |
| ７６集中支援加算地域移行 | （１）　集中支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第1の3の注報酬留意事項通知第3の1(5)  |
| （２）　利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき500単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。 |
| ７７退院・退所月加算地域移行 | (１)　退院・退所月加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第1の3の注1報酬留意事項通知第3の1(6) 地域告示別表第1の3の注2 |
| (２)　利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月にサービスを行った場合に、地域移行支援を行った場合は、1月につき2,700単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| （3）　退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して３月以上１年未満の期間内に退院した者である場合には、更に１月につき所定単位数に500単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも２日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。 |
| ※　翌月に退院、退所等をすることが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月において算定できます。この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。 |
| ※　退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には、算定できません。① 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合② 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合③　死亡による退院又は退所の場合 |
| ※　（3）については、利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上１年未満の期間内に退院した場合に限り算定できます。 |
| ７８障害福祉サービスの体験利用加算地域移行 | (１)　障害福祉サービスの体験利用加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第1の4の注1地域告示別表第1の4の注2 |
| [ ] 加算（Ⅰ） | (２)　障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（項目78（4）に定める場合を除く。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき500単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅱ） | (３)　障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき250単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| (４)　 項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市に届け出た地域移行支援事業所が、(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 | はいいいえ該当なし | 地域告示別表第1の4の注3平18厚労省告示551・第9号イ報酬留意事項通知第3 の1 (7) |
| ※　体験利用加算は、障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ算定できるものです。　　また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できるものです。 |
| ※　体験利用加算については、15日を限度として算定できますが、地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できます。 |
| ７９体験宿泊加算地域移行 | (１)　体験宿泊加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第1の5の注1地域告示別表第1の5の注2 |
| [ ] 加算(Ⅰ)  | (２)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供した場合に、15日を限度として、1日につき300 単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅱ)  | (３)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15日を限度として、体験宿泊加算(Ⅱ)として、1日につき700単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　体験宿泊加算は、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。 | 報酬留意事項通知第3の1(8)① |
| ※　共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)② |
| ※　体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)③ |
| ※　施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能ですが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)④ |
| ※　体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。 | 報酬留意事項通知第3の1（8)⑤ |
| (４)　体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、合計して15日を限度として算定していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知第3の1(8)⑥ |
| ※　地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度合計して15 日を限度として算定できます。 |
| (５)　項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めているとして市に届け出た地域移行支援事業所において、体験宿泊加算（Ⅰ）又は体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 | はいいいえ該当なし | 地域告示別表第1の5の注3平18厚労省告示551・第9号ロ報酬留意事項通知第3の1(8)⑦ |
| ※　地域生活支援拠点等としての機能を担うものとして、都道府県知事に届け出た地域移行支援事業所の場合、(Ⅰ)又は(Ⅱ)に定める単位数に、さらに50単位を加算するものです。 |
| ８０居住支援連携体制加算地域移行 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第1の6の注報酬留意事項通知第3の1(9) |
| ※　利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。※　「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。※　「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。※　情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町長から求めがあった場合については、提出しなければならない。※　当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 |
| ８１地域居住支援連携体制強化推進加算地域移行 | 従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第1の7の注報酬留意事項通知第3の1(10) |
| ※　利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。※　説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。※　当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。※　作成した記録は５年間保存するとともに、県から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |
| ８２地域定着支援サービス費地域定着 | 1. 地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、１月につき305単位を算定していますか。
 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第2の1の注1 |
| (2)　次の基準のいずれかを満たさない場合には、地域定着支援サービス費を算定していませんか。① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（地域基準第42 条第３項）② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（地域基準第43条第２項） | はいいいえ | 地域告示別表第2の1の注3報酬留意事項通知第3の2(1) |
| ８３緊急時支援費地域定着 | (１)　緊急時支援費を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第2の1のの注2報酬留意事項通知第3の2(2)② |
| [ ] (Ⅰ) | (２)　利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者への居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、１日につき所定単位を算定していますか。　 | はいいいえ |
| * 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。
* 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できます。
 |
| ※　市町により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所の場合、さらに50単位を加算するものとする。 |
| [ ] (Ⅱ) | (３)　利用者の障害特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位を算定していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第2の1の注2の3報酬留意事項通知第3の2(2) |
| ※　緊急時支援（Ⅰ）を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できません。 |
| (４)　緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録していますか。 | はいいいえ |
| ※　利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。 |
| ８４特別地域加算地域定着　 | （１）　特別地域加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 地域告示別表第2の1の注4報酬留意事項通知第3の2⑶ |
| (２)　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。※　特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |
| ８５ピアサポート体制加算地域定着 | （1）　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第2の2の注報酬留意事項通知第3の2⑷ |
| （2）　障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者（以降「障害者等」という）である地域定着支援従業者と管理者、地域定着支援従業者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定障害児相談支援事業所、指定地域移行支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。 |
| （3）上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていますか。 | はいいいえ |
| （4）　研修を修了した従業者を配置している旨を県知事へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。(ア)　県知事が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。(イ)　 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、地域定着支援従業者の配置がない場合も算定できるものとする。 |
| ８６日常生活支援情報提供加算地域定着 | 精神科病院等に通院する利用者について、利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、従業者が、あらかじめ利用者の同意を得て、精神科病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算する。 | はいいいえ | 地域告示別表第2の3の注報酬留意事項通知第3の2⑸ |
| ※　「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。※　「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。※　情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |
| ８７居住支援連携体制加算地域定着 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第2の4の注報酬留意事項通知第3の2⑹ |
| ※　利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、事業所が居住支援法人等と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。※　「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。※　「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。※　情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市町長から求めがあった場合については、提出しなければならない。※　当該加算を算定する場合は、居住支援法人等との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 |
| ８８地域居住支援連携体制強化推進加算地域定着 | 従業者が、利用者の同意を得て、利用者に対して、居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、事業所において、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 地域告示別表第2の5の注報酬留意事項通知第3の2⑺ |
| ※　利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。※　説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。※　当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。※　作成した記録は５年間保存するとともに、県から求めがあった場合については、提出しなければならない。 |
| **第８　障害児相談支援給付費の算定及び取扱い** |
| ８９基本的事項障害児 | (1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示第1号 |
| (2)　費用の額は、平成24 年厚生労働省告示第128 号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示第1号 |
| (3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示第2号 |
| ９０障害児支援利用援助費障害児９０障害児支援利用援助費障害児※続き９０障害児支援利用援助費障害児※続き９０障害児支援利用援助費障害児※続き9０障害児支援利用援助費障害児※続き | (1)　障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）を行った場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1の注1 |
| **障害児支援利用援助費（Ⅰ）を算定する場合、（２）（３）は記入不要です。　次項目に進んでください。** |
| (2)　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、対象障害児の数を相談支援専門員で除して得た数の４０未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について機能強化型障害児支援利用援助（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1の注1⑴留意事項通知(児童)第4の1(2)③ |
| ※　次に掲げる点検項目のうち、算定している援助費に該当するものを回答してください。援助費を算定するには、該当するもの全てに適合することが必要です。 |
| （2）-1　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）複数の事業所が一体的に運営管理を行う場合、協働体制の確保や質の向上に向けた取組をしていますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（ア） |
| ※　協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。※　要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に実施されていること。※　原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会議等を月２回以上共同して実施していること。 |
| （2）-2　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（イ） |
| ※　上記の会議は、次の要件を満たすものでなければなりません。（一）議題については、少なくとも次のような議事を含めること。ア　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針イ　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策ウ　地域における事業者や活用できる社会資源の状況エ　保健医療及び福祉に関する諸制度オ　アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術カ　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針キ　その他必要な事項（二）議事については、記録を作成し、5年以上保存しなければならないこと。（三）「定期的」とは、概ね週1回以上であること。 |
| （2）-3　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（ウ） |
| ※　常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をいうものであり、当該事業所の相談支援専門員による輪番制の対応等も可能です。 |
| （2）-4　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任相談支援専門員の同行による研修を実施していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（エ） |
| ※　現任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。※　一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。 |
| （2）-5　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していますか。また、基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（オ） |
| ※　機能強化型障害児支援利用援助費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連絡を図らなければなりません。 |
| （2）-6　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町により位置付けられていることを定めていますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（カ） |
| ※　一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 |
| （2）-7　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）　取扱件数については、事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所においてそれぞれ40件未満ですか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（ケ） |
| ※　取扱件数は、１月の事業所全体の利用者の数の前６月の平均値を、相談支援専門員の員数の前６月の平均値で除して得た数とする。なお、事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した利用者の数も取扱件数に含むものとする。 |
| （2）-8　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）　事業所及び一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ１名以上配置していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（ク） |
| （2）-9　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ア（キ） |
| ※　ただし、3名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| （2）-10　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③イ |
| ※　ただし、2名（相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| （2）-11　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③ウ |
| ※　ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、障害児相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援事業所、一般相談支援事業所もしくは自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| （2）-12　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）専ら障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が常勤であり相談支援従事者現任研修を修了していますか。 | はいいいえ | 留意事項通知(児童)第4の1(2)③エ |
| ※　ただし、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、障害児相談支援事業所又は同一敷地内にある特定相談支援事業所、一般相談支援事業所もしくは自立生活援助事業所の職務への従事を主たる業務とした上で、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。 |
| (3)　機能強化型障害児支援利用援助費算定の要件に適合しているか、常に確認していますか。 | はいいいえ |  |
| ※　毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、５年間保存してください。※　機能強化型障害児支援利用援助費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、事業所全体としてより質の高いサービスを実施している事業所に対して算定するものです。 |
| **機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定する場合、（4）の点検項目は記入不要です。　次項目に進んでください。** |
| （4）　障害児支援利用援助費（Ⅰ）指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1の注1⑵ |
| （5）　障害児支援利用援助費（Ⅱ）上記の機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）及び障害児支援利用援助費（Ⅰ）における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均門員の員数を乗じて得た数について算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1の注1⑶ |
| ※　取扱件数の取扱について　　上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適用する件数となります。 | 留意事項通知(児童)第4の1(2) |
| ※　障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて　　　障害児支援利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）を割り当てます。　なお、当該事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てます。 | 留意事項通知(児童)第4の1(3) |
| (6)　次の基準の全てを満たした上で、障害児支援利用援助援費を算定していますか。① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児基準第15 条第２項第６号）② 障害児支援利用計画案の障害児又はその家族への説明並びに障害児又障害児の保護者の文書による同意（同項第８号及び第11 号）③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第９号及び第12 号）④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号） | はいいいえ | 障害児告示別表の1の注3留意事項通知(児童)第4の1⑴ |
| ９１継続障害児支援利用援助費障害児 | (1)　障害児の保護者に対して、継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施等）を行った場合は、項目90　障害児支援利用援助費に掲げる区分に応じ、次に掲げる方法により１月につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1 の注2 |
| ①　機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）　　　　取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 |
| ②　継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）　　　　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。 |
| ※　モニタリング期間を踏まえ、市町が障害児の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できます。 | 報酬留意事項通知(児童)第4の1(4) |
| (2)　次の基準のいずれかを満たさない場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。　①　障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（障害児基準第15条第3項第2号）　②　障害児支援利用計画の変更についての項目90「障害児支援利用援助費」の（6）の①～④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号～第12号） | はいいいえ | 障害児告示別表の1 の注3 |
| (3)　同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の1 の注4 |
| ※　障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。 | 報酬留意事項通知（児童）第4 の1(5) |
| ９２特別地域加算障害児 | (１)　特別地域加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の1 の注5 |
| (２)　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児の保護者に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。※　特別地域加算に係る利用者から通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合の交通費の支払いを受けることはできません。 |
| ９３利用者負担上限額管理加算障害児 | 　利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき150単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の2の注 |
| ９４初回加算障害児 | （1）　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する場合に、1月につき500単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の3の注1 |
| （※）　別に厚生労働大臣が定める基準　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　イ　新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して障害児支援利用援助を行った場合　ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合 | 報酬留意事項通知（児童）第4の4平27厚労告181・第1号 |
| （2）　初回加算を算定する事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が３月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の3の注2 |
| ９５主任相談支援専門員配置加算障害児 | 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であるものとして市町長に届け出た事業所において、当該主任相談支援専門員が、事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の4の注報酬留意事項通知（児童）第4の5 |
| ※「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。　①　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催　②　新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施　③　当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言　④　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加※　研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。 |
| ９６入院時情報連携加算障害児 | (１)　入院時情報連携加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の5の注平27厚労省告示181・第3号報酬留意事項通知（児童）第4の6(2)報酬留意事項通知（児童）第4の6(1)報酬留意事項通知（児童）第4の6(3) |
| [ ] 加算（Ⅰ）200単位 | (２)－１障害児通所支援を利用する障害児が、病院等に入院するに当たり、病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員との面談により、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| (２)－２情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録を作成し、５年間保存していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅱ）100単位 | (３)－１障害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、(Ⅰ)以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定していますか。 | はいいいえ |
| (３)－２　情報提供を行った日時、内容、提供手段等について記録を作成し、５年間保存していますか。 | はいいいえ |
| * 加算(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかのみ算定できます。
* 「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。
 |  |
| ９７退院・退所加算障害児 | (１)　退院・退所加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の6の注 |
| (２)　下記に掲げる障害児（※）が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき３回を限度として200単位を加算していますか（項目94初回加算を算定する場合を除きます）。 | はいいいえ |
| （※）・　　児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）もしくは障害者支援施設に入所していた障害児・ 　病院等に入院していた障害児・ 　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児・　　法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第62条第3項もしくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護もしくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障害児 |
| ※　病院もしくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障害児が退院、退所し、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、障害児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。※　障害児及びその家族に関する必要な情報とは、項目96入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。 | 報酬留意事項通知(児童)第4の7(1) |
| ※　退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者の障害児支援利用計画の作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できるものです。 | 報酬留意事項通知(児童)第4の7(2) |
| ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。　　　ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合、別途記録の作成を行う必要はありません。 | 報酬留意事項通知(児童)第4の7(3) |
| ９８保育・教育等移行支援加算障害児 | 事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の7の注報酬留意事項通知（児童）第4の8 |
| ①　障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下この注において「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合100単位 |
| ② 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に２回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300単位 |
| ③ 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300単位 |
| ９９医療・保育・教育機関等連携加算障害児 | (１) 医療・保育・教育機関等連携加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の8の注 |
| (２)　指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| (３)　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存していますか。　　　 | はいいいえ | 報酬留意事項通知(児童)第4の9(3)（第4の7(3)準用） |
| ※　作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。 |
| (４)　障害児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めていますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知（児童）第4の9(1)報酬留意事項通知（児童）第4の9(2) |
| ※　障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるためです。 |
| (５)　連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めていますか。 | はいいいえ |
| ※　算定に当たっての留意事項当該加算は、項目94「初回加算」を算定する場合又は項目97「退院・退所加算」を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。 |
| １００集中支援加算障害児 | 次の①から③までのいずれかに該当する場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として、それぞれ300単位を加算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の9の注報酬留意事項通知（児童）第4の10 |
| ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等又は市町等の求めに応じ、月に２回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）② サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。）③　福祉サービス等を提供する機関等（以下この⑶において「関係機関」という。）の求めに応じ、関係機関が開催する会議に参加し、利用者の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算（Ⅰ）又は退院・退所加算を算定する月を除く。） |
| ※　①の「計画相談支援対象障害者等又は市町等」とは、利用者及びその家族、市町、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。※　②の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。※　③の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。※　福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。※　障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。 |
| １０１サービス担当者会議実施加算障害児 | (１)　サービス担当者会議実施加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の10の注報酬留意事項通知（児童）第4の11(1) |
| (２)　継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、障害児１人につき１月に１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 |
| ※　算定に当たっての留意事項サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。 | 報酬留意事項通知（児童）第4の11 (2) |
| (３)　サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知（児童）第4の11(3) |
| １０２サービス提供時モニタリング加算障害児 | (１)　サービス提供時モニタリング加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の11の注報酬留意事項通知（児童）第4の12 |
| (２)　当該事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を事業所が訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び提供状況等を記録した場合に、障害児１人につき１回を限度として100単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。 |
| (３) サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録して５年間保存していますか。　　ア　障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況　　イ　サービス提供時の障害児の状況　　ウ　その他必要な事項 | はいいいえ |
| ※　１人の相談支援専門員が１月に請求できる当該加算の件数は、39件を限度とし、39を超える数については算定しません。※　当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。 |
| １０３行動障害支援体制加算障害児 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の12の注 |
| (２)　相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１名以上配置していること。 | はいいいえ | 平27厚労省告示181・第4号報酬留意事項通知（通知）第4の13 |
| （３）　上記（３）の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。※　強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 |
| １０４要医療児者支援体制加算障害児 | (１)　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の13の注 |
| （２）　相談支援専門員のうち平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。 | はいいいえ | 平27厚労省告示181・第5号報酬留意事項通知（児童）第4の14(2)（第4の13(2)準用） |
| ~~※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。~~ |
| （３）　上記（２）の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知（通知）第4の14(1) |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。~~※　「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、平成31年3月27日障発0327第19号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。~~※　医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 |
| １０５精神障害者支援体制加算障害児 | (１)　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、１月につき35単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の14の注平27厚労省告示181・第6号報酬留意事項通知（児童）第4の15(2)（第4の14(2)準用）報酬留意事項通知（児童）第4の15(1) |
| (２)　相談支援専門員のうち、地域生活支援事業として行われる研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。 |
| (３)　上記(２)の研修修了者を配置している旨を公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。※　「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 |
| ※　精神障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 |
| １０６ピアサポート体制加算障害児 | （1）　厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ | 障害児告示別表の15の注報酬留意事項通知（児童）第4の6 |
| （2）　障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した障害者又は障害者であったと市が認める者（以降「障害者等」という）であって、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者と管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定特定相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとします。 |
| （3）　上記の職員によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていますか。 | はいいいえ |
| （4）　研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表していますか。 | はいいいえ |
| ※　令和６年３月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。(ア)　市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。(イ)　 障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者の配置がない場合も算定できるものとする。 |
| １０７地域生活支援拠点等相談強化加算障害児 | (１)　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※1）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の16の注平27厚労省告示181・第7号報酬留意事項通知（児童）第4の17 |
| ※　現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含みます。 |
| (２)　項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。 | はいいいえ |
| (３)　当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録し、5年間保存していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な機能として、地域の生活で生じる障害児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 |
| * 他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画を作成した時に、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものです。
 |
| １０８地域体制強化共同支援加算障害児 | （１）　条件に適合しているものとして市に届け出を出し、相談支援専門員が、障害児の保護者の同意を得て、障害児に福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者１人につき1月に１回を限度として2,000単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 障害児告示別表の17の注 |
| (２)　項目21「運営規程」において、地域生活支援拠点等であることを定めていますか。 | はいいいえ | 平27厚労省告示181・第7号 |
| （３）　当該加算の対象となる会議を行った場合は、会議開催の目的、出席者、会議の具体的な内容等を記録し、5年間保存していますか。 | はいいいえ | 報酬留意事項通知（児童）第4の18( (3) |
| ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応出来うるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うこと目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 | 報酬留意事項通知（児童）第4の18(1) |
| ※　当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものです。※　当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該障害児相談支援事業所が負担することが望ましいです。※　協議会等への報告の内容については、別途定めるものとします。 | 報酬留意事項通知（児童）第4の18 (2) |
| ＜参考＞「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」（平成30年3月30日付障障発0330第3号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） |